

【 各加算に関する説明 】

①特別管理加算(Ⅰ)

＜支給限度額の算定対象外＞

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方

②特別管理加算(Ⅱ)

＜支給限度額の算定対象外＞

- ※ 在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方
- ※ 人工肛門又は人工膀胱を設置している方
- ※ 真皮を越える褥瘡の方
- ※ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方

③緊急時訪問看護加算

＜支給限度額の算定対象外＞

- ※ 利用者様(家族等)から電話等により看護に関する意見を求められた際に常時対応できる体制整備
- ※ 緊急訪問を行った際は要した時間の単位数を算定
- ※ 月の初回の緊急訪問を行った際には早朝・夜間・深夜加算は致しません。2回目以降については早朝・夜間・深夜帯に緊急訪問を行った場合には加算を算定
- ※ 夜間緊急対応を行う職員に対して、負担を軽減する処置を講じています

④ターミナルケア加算

＜支給限度額の算定対象外＞

- ※ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行い、ご自宅でお看取り対応をした場合
- ※ (死亡診断を目的に医療機関へ搬送し24時間以内に亡くなられた場合も含みます)

⑤長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者様に対して所要時間1時間30分以上の指定訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合、1回につき算定

⑥複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合に、複数名で訪問対応する場合

看護師の他准看護師、看護補助者と一緒に訪問する場合があります

⑦退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合文章以外の方法で指導内容を提供する場合があります

⑧初回加算

新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合、初回の月に算定

退院日に訪問看護計画書を作成し、新規に訪問看護を提供した場合には350点を算定

⑨サービス提供体制強化加算Ⅱ

＜支給限度額の算定対象外＞

すべての看護師等への研修を実施し毎月技術指導を目的とした会議を開催した上で、在籍する看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上の場合

⑩看護体制強化加算Ⅱ

算定月前6か月における緊急時訪問加算算定の割合が50%以上、かつ特別管理加算の算定割合が20%以上、ターミナルケア加算の算定が1名以上の場合において加算を算定

⑪口腔連携強化加算

ご利用者の同意のもと口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施及び歯科医療機関、ケアマネジャーへの情報提供を行った場合

- ※ リハビリ減算 前年度のリハビリ訪問回数が看護師による訪問回数を超えている場合8単位減算
- ※ 高齢者虐待防止措置にかかる委員会の設置及び指針の整備・研修を行っております
- ※ 業務継続計画の策定を行っており、必要な措置を講じる他、定期的な研修を実施しています